

## 六三〇

## 付託事件

○企業再建整備法の一部を改正する法

う等の法律案（内閣送付）

○食糧管理特別會計が農業災害補償法

たい、それにつきましているく計画

に、今日の財政が非常な危機に臨んで

おる、そして租税の収入というものが非常に巨額になつておるわけでありますから、その租税については先般もいろいろ御質疑があつたようでありまして、歳入の六五％に租税収入が當つておる、そして所得税について見ても、申告納税額が僅かに七十七億円程度であつて、予算額に比して僅かに五分七厘にしかならない、そういうような状況であるのですから、どうしても予算に見積つておるうちに、十分の収入を挙げなければ健全財政を維持することができない、そしてインフレーションも昂進して来るというようなことになるから、國民に呼び掛けて、そして運動を起さうというのですから、その趣旨に従ひまして、納税が健全財政を維持する上においても必要であるからして、その目的を達成することとに全體が一致協力してこの危機の打開に當らなければならぬというような趣旨であらうと思ひます。

○委員(黒田英雄君) そうです。  
○委員(黒田英雄君) それでは、私は租税の拂えるように方法を作つてやつて、こういう方法で拂へという案を與えてやつて、初めて拂へることが出来るのだ。單に辛抱して拂へといつたつて拂へようとは思ひません。ところで私は昨日聞いたのです。私は藥の方の關係で、藥局の市中の店の人が百人から東京財務局に押掛けて行つた、そして或る藥店なんかは六十万円も拂へない、拂へないといふので、そして押掛けて行つたといふことを聞きました。だから租税の拂へる方法を講じて作つてやつたらいい。それは私は極めて簡單だと思ひます。それは今の藥の店にいうのだが、藥の店に六十万円拂へといふ、そうすると拂へないといふ、拂へばもう商賣を止めてしまふ外ない、先ず品物をみんな賣らなければ拂へることができません、轉業してしまふ、だから商賣ができないといふから、私はその店が十八万円持つておる、十八万円の株式會社を作るといふ、十八万円の株式會社が何か作つたら、その會社に社債を發行させて、その社債の何倍かの社債を發行して、その社債を賣つて金を拂へといふ途を與えたらいい、そして社債の發行を許す、そして租税を納めさせるのです。六ヶ月間に納めろといふは、社債を賣つて六ヶ月間に金を集めて來ると思ふ。田舎の大きな財産家も同じことだ。だから金を拂へる途を教へて、そして拂へといふたつて……

○委員(黒田英雄君) それはやはり運動の中に、そういうような方策も講じなくちゃならぬと思ひます。とにかく完納できるという目的の、いろいろな点を考へ、又そういうふうになんか、そういう方法があれば、そういうことを講じて行くことも必要だらうと思ひます。  
○委員(黒田英雄君) この決議が、政府に拂へるような途を講じろといふような決議でありますならばいいが、今金がなければ國家が動かぬから、辛抱して皆拂へといふ決議では無効だと思ふ。  
○委員(黒田英雄君) ですからその決議は、若しそういうことがよろしければ、委員において起草して貰つたらいいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 今、その租税完遂の決議案の取扱方法は日もありませんし、委員も互いに忙がしいのですから、その趣旨は大体我々も承知しておるのですから、その案文の取扱ひにつきまして、委員長及び理事に一任いたしまして、そして今日の午後再開するならばその會の席上皆さんにお諮り願うとか、又明日委員會を開くという御意向ならば、明日でもよろしうございませう。案文を皆にお諮りになつて別段御異論はないと思ひますので、そういうふうになさつた方が早く片付くと思ひますが、いかがでございますか。委員長、理事に一任してよろしうございませう。  
○委員(黒田英雄君) それでは皆さんの御意向は、そういうことでありますから、さうに決しまして、とにかく委員長、理事の手許で一應作りましてお諮りすることに御異議ありませんか。  
○委員(黒田英雄君) それではさうに決します。  
○委員(黒田英雄君) 衆議院を通過いたしました本委員會に付託になりました財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する租税特別手当の支給に關する法律案、これを議院にいたしまして、審議いたしたいと思ひます。これにつきましては、すでに御質疑も終了いたしましたのでありますから、直ちに討論に入りまして御異議ございませんか。  
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。然らば討論に入りまして本案に対して御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありますから、直ちに採決いたして御異議ございませんか。  
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。本案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。  
○委員(黒田英雄君) 全員挙手、全会一致を以て可決せられました。

次にこれも衆議院を通過いたしました會計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般會計からの繰入金に關する法律案、これを議題にいたしまして御審議を願ひたいと思ひます。本案につきましても、すでに御質疑は終了いたしましたのでありますから、直ちに討論に入りまして御異議ございませんか。  
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。然らば御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言もないようでありますから、直ちに採決に移りまして御異議ございませんか。  
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。本案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。  
○委員(黒田英雄君) 全員挙手、全会一致を以て可決せられました。  
尚本會議におきます委員長長の口頭報告の内容は多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長におきまして例によりまして報告をいたすことに御承認を得たいと思ひます。  
○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。  
それから本院規則によりまして委員長が議院に提出する報告書につきまして御署名を附することになつておりますから、本案を可とせらるる方の順次御署名を願ひます。

りますから、本案を可と  
順次御署名を願います。

といたしました、提案の理由の説明を求めたいと思います。

○政府委員(小坂善太郎君) 大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險



行なうこととしたしまたにも拘わらず  
ては更に五億二万円を一般会計から繰  
が、現在のところ、外貨請求権の評価  
及び輸入物資の価格が計算困難の状況  
案を提出いたしました次第でございます  
す。速かに御審議の上御賛成あらんこ  
ても、その歳入歳出の経理は、その性

質上、本特別会計において併せ行ふこ  
ととしたのであります。  
以上の理由によりまして、この法律  
案を提出いたしました次第でありまして、何  
とぞ御審議の上速かに御賛成あらんこ  
とを希望いたします。

○委員長(黒田英雄君) 次に物品の無  
償貸付及び譲渡等に関する法律案につ  
きまして提案理由の説明を求めたいと  
思います。

○政府委員(小坂善太郎君) 物品の無  
償貸付及び譲渡等に関する法律案提出  
の理由を御説明申し上げます。  
財政法の施行に伴いまして、同法第  
九條の規定により、國の所有に属する  
財産の適正な対価を伴わない貸付又は  
譲渡につきましては、法律の規定に基  
くことを要することとなつたのであり  
ますが、國の所有に属する財産の中  
國有財産法の適用を受ける國有財産に  
つきましては、國有財産法の中に無償  
貸付及び譲渡に関する規定が置かれて  
いるのであります。物品につきまして  
は、その無償貸付及び譲渡等は従来一  
部のものが法律の規定に基づき行われ  
ていました外、大部分は勅令等の規定に  
よつて行われておりましたので、これ  
について今回新たに法律を制定して物  
品の管理処分法の適正を期する必要があ  
るのであります。

尚財政法第九條の規定は、本年四月  
一日から施行せられておりますので本  
法律案の施行期日も本年四月一日に  
適する必要があると考へるのでありま  
す。

又地方自治法施行の際都道府縣にお  
いて使用しておりました國費を以て  
調弁した物品につきましては、この際  
当該都道府縣に譲與又は無償貸付の措  
置を講ずることが適當と思はれますの  
で、併せてその規定を置いたのであり  
ます。

以上の理由によりましてこの法律案  
を提出いたしました次第でありまして、何  
とぞ御審議の上速かに御賛成あらんこ  
とを希望いたします。

○委員長(黒田英雄君) 次に金融機關  
再建整備法の一部を改正する法律案に  
つきまして提案理由の説明を求めたい  
と思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 金融機關  
再建整備法の一部を改正する法律案に  
つきまして提案理由を御説明申し上げ  
ます。

今回の改正案は金融機關再建整備に  
伴う損失の整理に當つて、職員退職  
金支拂財源として積立金の一部を留保  
しようとすることを目的としたもので  
あります。

現行法では金融機關が最終処理をな  
すに當つて旧勘定の損失がその益金よ  
り大である場合には、先ず積立金の全  
額を取り崩してこれを補填することに  
なつております。併しなから積立金の  
うちには通常の場合退職金支拂の財源  
と見られるべき部分を含んでおるので  
ありまして、この部分に何らの斟酌を  
加へることなく直ちにその全額を切り  
捨ててしまふと、永年勤続職員等  
に対する退職金の支給を不当に困難な  
らしめることとなり適正を欠く嫌いが  
あります。本案はこの点を改めんとし  
たものでありまして、その骨子は左の  
通りであります。

一、金融機關はその損失処理に際して  
退職金支給財源に充てるため、任意  
積立金の三分の一と法定の退職手当  
積立金の合計額の範囲内においてこ  
れを留保することができるとする  
る。

二、新金融機關に事業を譲渡して旧金  
融機關を整備する場合、この旧金融  
機關から新金融機關に引き継がれた  
職員は退職者として扱わず、旧金融  
機關に在職中の在職期間は新金融機  
關で通算することとする。

三、旧金融機關がその事業とともに職  
員を新金融機關に引き継いだ場合は  
一により留保した積立金の全部又は  
一部を新金融機關に引き継ぐことと  
する。

以上本案の内容の概要につき御説明  
申上げた次第であります。何とぞ御審  
議の上速かに御賛成あらんことを切望  
いたします。

○委員長(黒田英雄君) 次に経済力集  
中排除法の施行に伴う企業再建整備法  
の特例等に関する法律案の提案理由の  
説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 只今議題  
となりました経済力集中排除法の施行  
に伴う企業再建整備法の特例等に関す  
る法律案につきまして、簡単に提案の  
趣旨を御説明いたします。

政府は先に経済力集中排除法案を提  
案いたしましたのでありますが、同法案に  
つきましては、特に企業再建整備法等  
との関係が密接でありますので、これ  
ら諸法律との互いの関係を明らかにし  
経済力の集中排除及び再建整備の両措  
置を円滑に且つ矛盾なく遂行せしめて  
速かに所期の目的を達成せしめること  
が緊要であります。又集中排除の措置  
を命ぜられた会社であつて、企業再建  
整備法の適用を受けないものにつつま  
しても、或いは企業再建整備法の必要  
な規定を準用し、或いは又特別の規定

を設ける等によりまして、集中  
排除の迅速且つ円滑なる実施を図るこ  
とが適當であると考えられるのであり  
ます。更に経済力集中排除法の公布施  
行に伴いまして、企業が集中排除の対  
象として指定せられました場合、これ  
によつて指定を受けた会社の債権債務  
の関係に紛糾を來すことのないよう、  
特に万全の措置を講ずる必要があると  
思ふのであります。

以上の理由によりまして政府はこ  
に本法律案を提案致した次第でありま  
すが、以下本法案の内容を特別経理會  
社である場合と特別経理会社以外の會  
社である場合とに分けて、簡単に御説  
明いたします。

第一に特別経理会社の場合でありま  
すが、この場合においては、会社が企  
業再建整備法の規定により認可を受け  
る整備計画の内容は、経済力集中排除  
法の規定により持株会社整理委員會が  
定めた再編成計画の内容に合致せしめ  
ることを要する旨の規定を置くことも  
に、同委員會によつて指名された管理  
人のあるときには、特別管理人はその  
管理人の監督を受けることを明らかに  
したのであります。

次に会社が経済力の集中を排除する  
ため新たに会社を二つ以上設立すると  
きは、各新設会社に承継せられること  
の債務を担保する担保権は、それ  
ぞれ該當の新設会社に出資せられる資  
産の上に限つて存在することとして、會  
社の分割に應じて担保關係も分割せら  
れることとしたのであります。

更に会社が経済力集中排除法によつ  
て指定せられた後から、その再編成  
計画の内容が定まるまでの間におきま  
して、会社の將來に対する不安等のた  
めに生ずることの予想せられます債  
権の一時の取立や、事業継続のために  
必要な融資の困難を緩和する趣旨を以  
ちまして、所要の会社に対ししては  
債務の支拂の一時停止の應急措置を認  
めると共に、一般にこの間に生じた債  
権について先取特權の優先措置を講ず  
ることとしたのであります。

第二に特別経理会社以外の会社の場  
合であります。持株会社整理委員會  
会によつて定められました再編成計画  
中に特別経理会社の整備計画に準ずる  
事項が記載せられましたときには、そ  
の再編成計画に整備計画に等しい法的  
効力を附與することとして、第二會社  
の設立手続、株主、債権者に対する拘  
束力等に関する企業再建整備法の規定  
を準用することとしたのであります。更  
に又担保關係の分割、債務支拂の一時停  
止、先取特權の規定につきましては特  
別経理会社の場合と同様に取扱ふこと  
としたのであります。

第三に、特別経理会社、非特別経理  
会社を通じて登記に關して所要の  
規定を置いて公示の手段に遺憾なきを  
期することとしたのであります。

以上が本法案の概要でございます。  
何とぞ御審議の上速かに御賛成あらん  
ことをお願いいたします。

○委員長(黒田英雄君) それでは明日  
は午前十時から衆議院を通ります法案  
につきまして採決したいと思ひます。  
尚本日質疑を終了したものでございま  
す。それでは本日はこれにて散會いたし  
ます。

午後四時二十六分散會  
委員長 黒田 英雄君  
理事 伊藤 保平君

委員

木村福八郎君  
下條 恭兵君  
椎井 康雄君  
森下 政一君  
玉屋 喜章君  
西川甚五郎君  
山田 佐一君  
尾形六郎兵衛君  
木内 四郎君  
田口政五郎君  
深川タマエ君  
星 一君  
石川 準吉君  
九鬼紋十郎君  
小林米三郎君  
西郷吉之助君  
高橋龍太郎君  
渡邊 基吉君

政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君  
大藏事務官(主税局長) 前尾繁三郎君  
大藏事務官(理財局長) 伊原 隆君  
大藏事務官(主計局法規課長) 石原 周夫君

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案(予第百二十五号)  
一、船員保険特別会計法案(予第百二十六号)  
一、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給与の緊急措置に関する法律案(予第百二十八号)  
一、金融機関再建整備法の一部を改正

する法律案(予第百三十号)

一、旧日本銀行等の未回収発行高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案(予第百三十五号)  
一、勸業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律案(予第百三十六号)

経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案

第一條 企業再建整備法の特別整理株式会社(以下「特別整理株式会社」という)が経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定された場合においては、当該特別整理株式会社(以下「指定特別整理株式会社」という)の整備計画又は決定整備計画につき、企業再建整備法第五條第一項、第二項第一項(同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第二十一條第一項の規定によりする認可の申請及びこれに対する認可は、経済力集中排除法第十一條第二項の規定による決定指令(以下「決定指令」という)の内容に従つて、これをしなければならない。

指定特別整理株式会社について、経済力集中排除法第七條第二項第八号の規定により管理人が指名された場合においては、当該管理人は、同法第三條第一号乃至第三号の規定により指定された経済力の集中の排除に関する事項について、当該指定特別整理株式会社の特別管理人を監督する。

前項の場合において、指定特別整理株式会社の特別管理人は、企業再

〔参議院〕

建整備法第五條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定により認可の申請をするときは、当該指名された管理人の承認を受けなければならない。

前三項の規定は、株式会社以外の企業再建整備法の特別整理会社であつて経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定されたものに、これを準用する。

第一項及び第三項並びに企業再建整備法第六條第一項第一号及び第四号、第二十八條第一項、第二十九條の七、第三十二條及び第三十三條の規定は、同法の特別整理会社以外の会社であつて経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定されたものが企業再建整備法第五十四條の二第二項の規定により認可の申請をする場合に、これを準用する。この場合において、第三項中、特別管理人」とあるのは「取締役」と読み替へるものとする。

第二條 前條第一項(同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける会社及び金融機関再建整備法の金融機関を除くの外経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定された会社(以下「指定会社」という。)が、同法第七條第二項第七号の規定により提出する企業再建整備法第六條第一号乃至第四号、第七号、第九号、第十号、第十八号及び第十九号に掲げる事項(同項第三号及び第七号中役員の氏名及び役員の任期に関する事項並びに同法第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に関

する事項を除く。)について記載をし、これにつき持株会社整理委員会の決定指令による承認を受けたとき、又は持株会社整理委員会が、経済力集中排除法第七條第二項第七号の規定により、指定会社につき決定指令によりこれらの事項を記載した企業再建整備法第十條、第十三條、第二十三條、第二十八條第一項、第二十九條の二第二項、第二十九條の五、第二十九條の七、第三十一條乃至第三十三條、第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項並びに第三十四條の六の規定は、当該指定会社に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「持株会社整理委員会」と、「整備計画」とあるのは「企業再建整備計画」と、「決定整備計画」とあるのは「決定指令により、承認を受け、又は作成された企業再建整備計画」と、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可」とあるのは「企業再建整備計画の承認又は作成の決定指令」と、第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日」とあるのは「第二會社の設立の登記の日(第二會社が二以上あるときは、決定指令により、承認を受け、又は作成された企業再建整備計画中に定められた日とし、その定がないときは、その最も遅い設立の登記の日とする。)」と、同法第十條第一項中「新勘定に所屬する」とあるのは「指定會社の」と、指定時後特別整理株式会社の新勘定の負擔となつた債務」とあるのは「指定會社の債務」と読み替へるものとする。

第三條 指定特別整理株式会社の資産であつて先取特權、質權又は抵當權の目的物であるものが企業再建整備法第十條第一項又は第二項の規定により第二會社に出資又は譲渡せられる場合において、第二會社が二以上であるときは、一の第二會社が出資又は譲渡を受けた資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權は、決定整備計画に定めのある場合に限り、同條第一項の規定により他の第二會社が承継した債務に対する関係において、当該資産については、消滅するものとする。

前項の規定は、存続する指定特別整理株式会社の資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權と第二會社に承継せられた債務との間及び存続する指定特別整理株式会社の債務と第二會社に出資又は譲渡せられた資産の上に存する先取特權、質權又は抵當權との間につき、これを準用する。

前二項の規定により先取特權、質權又は抵當權が消滅する場合における変更又は抹消の登記又は登録の手續については、命令で特別の定をすることができ。

第四條 持株会社整理委員会の指定する指定特別整理株式会社は、その指定の日から企業再建整備法の承認又は作成の決定指令のある日までの間、金融債權の債務者に対して当該債權の弁済をすることができない。但し、第三項前段の規定により指定特別整理株式会社から申請のあつた場合には、当該指定特別整理株式会

特別経理株式会社から申請のあった場合には、当該指定特別経理株式会

持株会社整理委員会は、前項にお  
いて準用する経済力集中排除法第

は第一條第四項及び第五項において準用する同條第一項の規定の適用を受ける会社又は指定会社が、決定額備計画又は決定指令により、承認を受け、若しくは作成された企業再編

第九條 左の場合においては、その行  
事項は、命令でこれを定める。

業務取扱費、療養所費、福祉施設費、営繕費その他の諸費を以てこの歳とする。

に余裕があるときは、これを大蔵預金部に預け入れることができる。

第十一條 失業保險勘定において、拂上現金に不足があるときは、當勘定の負担において、一時借入金

なすことができる。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十二條 第六條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第十三條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十四條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

第十五條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。

普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。

第十六條 普通保険勘定及び失業保険勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大蔵省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十七條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

する。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

第十九條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。但し、この法律中普通保険勘定に關する部分並びに第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十條 第一條において船員保険法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあるのは、昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において船員として船舶所有者に使用されなくなつた者に対し失業手当金及び失業保険金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第二十一條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に屬する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十二條 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移

して決算を行うものとする。

前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に屬する船員保険事業に關する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年年度における決算上の剰余金は、船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十四條 厚生保険特別会計法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「、厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に改める。

第二條中「、船員勘定」を削る。

第五條 削除

第六條中「船員保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツル爲ノ船員勘定ヨリノ受入金、」を削り、「厚生年金保険事業及船員保険事業」を及厚生年金保険事業に、「、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費並ニ船員保険事業ノ療養所費、福祉施設費及營繕費」を「並ニ厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費」に改める。

を「及年金勘定」に改める。

第十一條 削除

第十三條中「、年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

第二十五條 従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年年度の決算上の剰余金については、前條の規定施行後でも、なお、その効力を有する。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に關する給與の應急措置に關する法律案

政府は、官吏その他政府職員（以下職員といふ）、職員の遺族又は職員の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者に対する給與で労働基準法（船員たる職員にあつては、船員法）の定める労働條件に相當するもの又は失業保険法の定める給付に相當するものが、当該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。

前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による給與との調整及び同項の規定による給與の支給手続に關し必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附 則

この法律は、労働基準法第三十七條（船員法にあつては第六十七條）の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相當する給與については昭和二十二年七月一日以後、同法中その他の給與に相當するものについては同年九月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與については同年十一月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與につき、これを適用する。

月一日以後、失業保険法の給付に相當する給與については同年十一月一日以後その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

金融機關再整備法の一部を改正する法律案

金融機關再整備法の一部を改正する法律案

第四十二條の二 第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項の規定により他の金融機關（以下譲受金融機關といふ）に新勘定の事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部を移轉する金融機關（以下譲渡金融機關といふ）は、第二十六條第二項の規定の適用を受ける譲渡金融機關については、第二十七條第一項の認可を受けた日、その他の譲渡金融機關については、第四十條第一項の認可又は第四十一條第一項の命令のあつた日以後に退職する役員又は従業員（以下退職者といふ）に對しては、法令の規定、定款の定又は契約の條項にかかはらず、退職金を支給してはならない。

譲渡金融機關は、前項の規定にかかはらず、退職者で新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日までに譲受金融機關の役員又は従業員とならなかつたものに對して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定によつて支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができない。

第四十二條の三 譲渡金融機關の退職者で第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十

者で第二十七條第一項の認可又は第  
四十條第一項の認可若しくは第四十

第五條 貿易資金の運用によつて利益を生じたときは、これを当該年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを当該年度の歳出を以て補填する。但し、補填に關するこの會計の当該年度における歳出予算額が、当該補填額に對して不足するときは、当該不足額は、これを翌年度において、補填するものとする。

前項の規定による利益又は損失の計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第六條 この会計においては、前條第一項の規定による運用益金、第七條第一項の規定による借入金、第十三條第一項の規定による一般会計からの繰入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、命令で定める貿易物資の管理及び処分に要する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、第七條第一項の規定による借入金の償還金、第十三條第一項の規定による一般会計への繰入金、借入金及び融通

計帳の末子、前條第一項の規定に  
る資金補填金並びに附屬諸費を以て  
その歳出とする。

第七條 この会計で前條に規定する習  
易物資の管理及び処分に関する特別  
経費、事務取扱費、資金運用手数料  
借入金及び融通証券の利子並びに附

前項の借入金は、一年以内にこれを償還するものとする。

第八條 第三條第二項及び前條第一項を適用するものとする。

九

債、償還等に関する事務は、大蔵大臣がこれを行う。

第九條 第三條第二項の規定による借入金又は融通証券の利子、第七條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書  
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録  
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第十三條 この会計において損益計算上過剰を生じたときは、これを一般会計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般会計の歳出を以て補填する。但し、繰入に関するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該年度における歳出予算額が当該補填額に対して不足するときは、

各その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による過剰又は不足の計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第十四條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書  
二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録  
三 債務に関する計算書

第十六條 貿易資金の運用に關しては、財政法第三十四條並びに會計法第十一條、第十二條及び第十四條の例による。

第十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

を省略して、当該期間の全期間について、政令の定めるところにより、これを計算することができる。

第二十條 一般会計は、前條に規定する期間中に限り、各会計年度における貿易資金の運用につき、別表第二中第一類各号に掲げる金額の合計額が、同表第二類各号に掲げる金額の合計額を超過する場合は、その超過額に相当する金額を貿易資金の補填として同資金に繰り入れることができる。

前項の規定による貿易資金の補填は、各会計年度において、同項の計算確定前、概算を以てこれを行うことができる。

前項の場合において、概算による補填額が第一項の規定による計算により確定した補填額に対して超過し、又は不足するときは、当該超過額は、これを翌年度において生ずべき貿易資金の不足額の補填に充當し、又は余りがあるときは、これを一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度において、これを補填するものとする。

第二十一條 第十二條第二号及び第三号の規定は、昭和二十三年度分から第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

第十五條第二号及び第三号の規定は、昭和二十二年度分から第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

例による。

別表第一  
一 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの

二 貿易以外の原因に基く外國への送金、外國からの送金又はこれらに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの

三 大蔵省預金部への預金  
四 貿易公園に對する貸付金  
別表第二  
第一類  
一 輸出物資の買入金額（未拂金額を含む）

二 國有に係る輸入資材の加工賃諸掛を含むの支拂金額（未拂金額を含む）  
三 輸入諸掛の支拂金額（未拂金額を含む）  
四 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの（以下準貿易物資という）の買入金額（未拂金額を含む）

五 準貿易物資に關する諸掛の支拂金額（未拂金額を含む）  
六 貿易以外の原因に基く外國からの送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに関する支拂金額（未拂金額を含む）

七 第三條第一項に規定する貿易資金額及び前年度から持ち越した同條第二項の規定による借入金の償還未済額（昭和二十二年分については、昭和二十年法律第五十三号第二條の規定による貿易資金額及びこの法律による改正前の貿易資金特別會計法第二條第二項の規定による借入金の償還未済額）

八 定による借入金の償還未済額  
八 当該年度末における貿易公園に對する貸付金額  
第二類  
一 輸入物資の賣拂金額（未收金額を含む）  
二 準貿易物資の賣拂金額（未收金額を含む）  
三 貿易以外の原因に基く外國への送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるものに関する受入金額（未收金額を含む）

四 前年度から持ち越した現金額  
五 当該年度末に保有する貿易物資又は準貿易物資（貿易公園の保有する輸出物資又は準貿易物資を含む）の價額に、命令で定める割合を乗じて得た金額

大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年分における歳入不足を補填する金に關する法律案

補填額に對して不足するときは、

の期間中は、各會計年度ごとの計算

出の決算に關しては、なお、從前の

資金特別會計法第二條第二項の規

つては、十億九千六百二十二萬四千

四、國有鐵道事業特別會計については、五十九億九千三百九十四千円、通信事業特別會計については、三十億二萬円、簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定については、八千八百七十八萬四千円、同會計の年金勘定については、二百五十九萬七千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定から、各々その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般會計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案

第一條 この法律において、物品とは、國の所有に屬する動産であつて、國有財産法の適用を受けないものをいふ。

第二條 物品を國以外のもの（宗教上の組織若しくは團體又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。）に無償又は時價よりも低い對價で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に關する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 國の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき  
三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき  
四 國の職員を以て組織する共済組合に對し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき  
五 國で經營する保險事業において療養の給付として行ふ被保險者の療養の委託を受けた者に對し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき  
六 地方公共團體又は開拓事業を行ふ者に對し、開拓のため必要なトラクター（ブルドーザーを含む）、プロロー、ハロー、拔根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき  
七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を貸し付けるとき  
八 貸付期間中においても國が必要とする場合には國の事業に使用し得ることを條件として、家畜を貸し付けるとき

第三條 物品を國以外のものに譲與又は時價よりも低い對價で譲渡することとができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。  
一 國の事務又は事業に關する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布するとき  
二 公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の條件としてその用途を廢止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを  
寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その條件に従ひ譲渡するとき  
三 教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき  
四 予算に定めある交際費又は報償費を以て購入した物品を贈與するとき  
五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救急用品を生活困難者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて緊急救助を要する者に對し譲渡するとき  
六 農林水産物の改良又は増殖を図るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき  
七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜の無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者が、主務大臣の定める條件に従ひ飼育管理したとき、その者に對し当該家畜を譲渡するとき  
八 家畜の無償貸付又は飼育管理の委託を受けた者に對し、その果實を譲渡するとき

第四條 物品を國以外のものに時價よりも低い對價で譲渡することができるのは、前條及び他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。  
一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を譲渡するとき  
二 傳染病予防のため必要な医薬品を譲渡するとき  
第五條 この法律の施行に關し必要な事項は、各省官廳の長（財政法第二十條第二項に規定する各省官廳の長をいふ。以下同じ。）がこれを定める。以下同じ。  
前項の場合には、各省官廳の長は予め、大藏大臣に協議しなければならない。

支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。  
第七條 地方自治法施行の際都道府縣においてその事務又は事業の用に供していた物品は、第三條の規定にかかわらず、これを当該都道府縣に譲與することができる。  
前項に規定する物品のうち、当該都道府縣に譲與しない物品は、第二條の規定にかかわらず、当分の間、これを当該都道府縣に無償で貸し付けるものとする。

第一項の規定により物品を都道府縣に譲與する場合には、当該物品を所掌する各省官廳の長は、予め、大藏大臣に協議しなければならない。  
第八條 國の所有に屬する牛及び馬は、第二條の規定にかかわらず、有畜養農の普及を図るため必要があるときは、昭和二十二年三月三十一日まで、これを國以外のものに無償で貸し付けることができる。

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律案  
政府は、この法律施行の際現在に職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に對し、その者の受ける給與の月額に相當する金額を一時手当として支給する。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與及び同項の一時手当の

昭和二十三年五月十五日印刷

昭和二十三年五月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局